

電気自動車用の急速充電設備を設置される事業者様へ

火災予防条例の一部が
改正になりました



◎改正概要

・急速充電設備の規制対象が最大出力50kWから200kWに拡大となりました。

【設置基準の変更内容】

新たな設置基準として、建築物からの距離、充電コネクタの落下防止措置、温度異常や制御機能等の異常を検知した場合の自動停止措置が追加されました。

◎施行日

令和3年4月1日から施行

◎届出について

・今回の改正で、50kWを超え200kW以下の急速充電設備は届け出が必要です。

必要書類を添付し、設置場所を管轄する消防署に届け出てください。

※届出様式は北上地区消防組合ホームページからダウンロードできます。

お問い合わせ

北上地区消防組合消防本部 予防課

0197-65-5173

